

ORIX MONEY PERSONAL ローン 会員規約〔商品条項〕

第1条（本条項の対象者）

1. 本条項は、当社が認める企業（以下「職域企業」といいます。）に在籍し、職域企業向けの当社所定の方法により入会した会員（以下「職域 OM 会員」といいます。）に対して適用されるものとし、職域 OM 会員が職域企業に在籍しなくなったときは会員資格を喪失するものとし、
2. 当社は、必要に応じて職域企業に対して職域 OM 会員の在籍確認を行うことや職域 OM 会員に対して在籍を証明する書面の提出等を請求することができるものとし、

第2条（会員番号）

1. 当社は、職域 OM 会員に会員番号（以下「会員番号」といいます。）を通知します。
2. 職域 OM 会員は、会員番号を本規約に基づく取引に使用することができます。
3. 職域 OM 会員は、会員番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、なお、会員番号が、職域 OM 会員の故意または過失により他人に知られたことで生じた損害は、職域 OM 会員の負担となります。

第3条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとし、なお、利用可能枠は職域 OM 会員の利用状況、信用状態、または法令等の基準により変動するため、職域 OM 会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとし、
2. 職域 OM 会員は、スマートフォンアプリケーションを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により借り入れる方法、または、当社から振込を受ける方法（以下「振込融資」といいます。）により、借入れを行うことができます。ただし、振込融資は、職域 OM 会員がインターネット、電話等の当社所定の方法で申し込むことにより、あらかじめ当社に届け出た職域 OM 会員個人名義の金融機関口座に当社名義で振り込む方法で行うものとし、

第4条（融資日）

本規約に基づく融資日は、職域 OM 会員がスマートフォンアプリケーションを使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には職域 OM 会員の金融機関口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。

第5条（借入利率）

借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、職域 OM 会員に通知するものとします。

第6条（返済方法）

- 返済方法は、職域 OM 会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。
 - 職域 OM 会員の指定する職域 OM 会員個人名義の金融機関口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する金融機関口座への振込返済となる場合があります。
 - 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用したインターネットバンキングにより返済する方法（以下「インターネット返済」といいます。）
 - 当社指定の ATM を利用して返済する方法（以下「ATM 返済」といいます。）。なお、ATM 返済を利用する職域 OM 会員であってもあらかじめ個人名義の金融機関口座を当社に届け出るものとします。
- 当社が職域 OM 会員に対して返済方法の変更を要請した場合、職域 OM 会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続きを行うものとします。
- 自振返済を選択した職域 OM 会員は、次の各号のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うものとします。
 - インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が要請した場合は、職域 OM 会員は直ちに再手続きに応じるものとします。
 - 金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、職域 OM 会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

第7条（返済方式と毎月返済額）

- 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）とします。
- 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとします。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	10万円以内	10万円超 20万円以内	20万円超 40万円以内
毎月返済額	4,000円	8,000円	11,000円

当月の残高	40万円超 50万円以内	50万円超 60万円以内	60万円超 70万円以内
毎月返済額	13,000円	15,000円	17,000円

当月の残高	70万円超 80万円以内	80万円超 90万円以内	90万円超 100万円以内
毎月返済額	20,000円	22,000円	24,000円

当月の残高	100万円超 150万円以内	150万円超 200万円以内	200万円超 250万円以内
毎月返済額	25,000円	30,000円	35,000円

当月の残高	250万円超 300万円以内	300万円超 350万円以内	350万円超 400万円以内
毎月返済額	40,000円	45,000円	50,000円

当月の残高	400万円超 450万円以内	450万円超 500万円以内	500万円超 550万円以内
毎月返済額	55,000円	60,000円	65,000円

当月の残高	550万円超 600万円以内	600万円超 650万円以内	650万円超 700万円以内
毎月返済額	70,000円	75,000円	80,000円

当月の残高	700万円超 750万円以内	750万円超 800万円以内
毎月返済額	85,000円	90,000円

第8条（約定返済と繰上返済）

1. 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から職域 OM 会員が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとします。
2. 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。なお、インターネット返済の職域 OM 会員についても同様とします。
3. 約定返済は、約定返済日の7営業日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。

4. 前項にかかわらず、職域 OM 会員は、当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができます。
5. 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は、約定返済日の入金があったものとみなします。
6. 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
7. 当社が、約定返済額その他職域 OM 会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを職域 OM 会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

第 9 条（返済金の充当順位）

1. 約定返済金の充当順位は、①費用または手数料、②未収利息、③遅延損害金、④経過利息（通常利息）、⑤元金の順とします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 職域 OM 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、職域 OM 会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、職域 OM 会員はこれを承諾するものとします。

第 10 条（会員資格喪失後の対応）

1. 職域 OM 会員が会員資格を喪失した場合、基本契約は契約期間中であっても終了し、本規約に従い、残債務を返済するものとします。
2. 前項により基本契約が終了する場合で、職域 OM 会員が当社別商品へ切り替えを希望したときは、当社は当該別商品の会員規約等に基づき入会審査を行うものとします。